

総合口座

令和4年4月1日現在

| | |
|---|---|
| 1. 商品名（愛称） | ・総合口座 |
| 2. 販売対象 | ・満18歳以上の個人 |
| 3. しくみ | ・普通預金に定期預金を担保とする当座貸越をセットした口座で、普通預金の残高が不足した場合、自動的に借入ができます。貸越残高のある普通預金に入金された場合には、自動的に返済されます。 |
| 4. 担保定期預金 (1) 種類 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入期間 (5) 払戻方法 | ・「スーパー定期」、「大口定期預金」、「期日指定定期預金」、「変動金利定期預金」、「利息分割受取型定期預金」 ・原則として1口1万円以上5口以内 ・1円単位 ・担保となる定期預金ごとに定められた期間 ただし、自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いとし、元金継続の場合は、満期利息、中間利息は総合口座普通預金へ自動入金となります。 ・満期日以後に一括して総合口座普通預金に入金のうえ払戻します。 |
| 5. 貸越限度額 | ・担保となる定期預金合計額の90% … 最高300万円 なお、定期預金は、334万円を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。 |
| 6. 貸越利息 (1) 貸越利率 (2) 徴求方法 (3) 計算方法 | ・貸越発生時の担保定期預金の約定利率 + 0.5% ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に総合口座普通預金から引落とします。 ・貸越の付利単位および付利最低残高は1円とし、毎日の最終貸越残高に貸越利率を乗じて貸越利息を計算します。 |
| 7. 税金 | ・総合口座普通預金および担保定期預金において2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優の場合は除きます） |
| 8. 手数料 | —— |
| 9. 付加できる 特約事項 | ・マル優の取扱いができます。 |
| 10. 中途解約時の 取扱い | ・「普通預金」商品概要説明書ならびに担保となる定期預金の商品概要説明書をご覧ください。 |
| 11. 金利情報の 入手方法 | ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 |
| 12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0278-23-4511）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 |
| 13. その他 参考となる事項 | ・「年金定期（寿）」、「新型福祉定期預金」は「総合口座」の担保定期預金とすることはできません。 ・普通預金および定期預金は、預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の預金等がある場合には、それらの元本を合計して預金者1人あたり1,000万円までとその利息等が保護されます） |

